

当金庫との取引に当たって、お客様の 個人番号・法人番号をいただく場合があります

平成28年1月から、マイナンバー制度が開始します！

平成28年1月より社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が開始します。

マイナンバー制度開始により、一人ひとりに異なる個人番号（12桁）が与えられ、社会保障・税・災害対策に活用されます。また、法人には法人番号（13桁）が与えられます。

平成27年10月から、個人番号・法人番号が届きます！

個人番号は、平成27年10月以降、各市町村からお客様宛に通知されます。

個人番号は、「通知カード」に記載されて届きます。個人番号は、税務関係の手続き等で必要となる大事なものです。「通知カード」は、届きましたら、誤って捨てずに厳重に保管してください。

法人番号は、平成27年10月以降、国税庁長官から書面により通知されます。

注 目！

当金庫からのお願い

マイナンバー制度の開始にあたって、一定の取引を行う場合は、税務上、金融機関等へ個人番号・法人番号の告知が必要になることがあります。

当金庫においても、お客様との取引にあたって、個人番号・法人番号をいただく場合がございますので、ご協力のほどよろしくお願いたします（※法令で定められた手続き以外に利用することはありません）。

<お問合せ先>

東予信用金庫 総務部

電話番号： 0897-37-1313

FAX番号： 0897-34-8197